

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大月市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大月市全域

(1) 現況

本地域は桂川、笛子川、葛野川などの河岸段丘沿いの急峻な土地に集落及び農地が細長く点在しており、平地は比較的少なく土地利用上厳しい条件である。

當農状況は主として水稻及び野菜の複合経営であるが、近年は農業従事者の高齢化や農家戸数の減少など、経営耕地面積は年々減少し担い手不足が問題となっている。

また山林に近い農地などにおいては有害鳥獣による被害が増加している。

(2) 目標

本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大月市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能發揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

大月市（山振法・特定農山村法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田
8 %以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 山梨県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上
であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定
の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、
1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以
上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のう
ち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた
場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、大月市の農業経営基盤の強化の促進に関する基
本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の
概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。